

第2期 島根県環境基本計画 進行管理表

基本目標	基本施策	県の施策展開	H26実績・評価	課題	今後の方向性
1. 人と自然との共生の確保	1-1 自然とのふれあいの推進	1-1-1 優れた自然保全 1-1-2 自然とのふれあいの増進	<p>○自然公園 老朽化施設の修繕等を行い、利用者の安全確保に努めるとともに、ホームページや各種広報手段によるPR活動を実施 ・自然公園利用者数 実績H25:8,825千人、H26:14,365千人 (目標H27:7,950千人)</p> <p>○自然系博物館 企画展や観察会等のイベントを開催するほかサービス向上や集客対策を実施し、自然環境に関する学習の機会を提供 ・サヒメル(含埋没林公園)、ゴビウス、アクアスの入場者数 実績H25:678千人、H26:621千人 (目標 H27:660千人)</p> <p>・サヒメルの自然観察会参加者数 H25:13千人→H26:14千人(目標 毎年度:10千人)</p> <p>・自然観察員等ボランティア対象研修会の参加者数 H26:28人(目標 毎年度:80人)</p> <p>○隠岐世界ジオパーク 隠岐世界ジオパーク推進協議会を支援するとともに、ジオサイト利用施設を整備。生態系調査等実施</p>	<p>○自然公園 施設の老朽化及び機械設備の故障への対応</p> <p>○自然系博物館 施設や設備の老朽化・安全性確保対策、集客力の向上、専門知識・技術を持った人材確保</p> <p>○隠岐世界ジオパーク 案内担当者の充実、ジオパークの活用、ジオパークとしての知名度向上</p>	<p>○自然公園 施設の利用頻度や重要度等に応じて計画的に改修するとともに、老朽化施設は必要性を検討した上で撤去等を実施 ボランティア等を活用して施設の点検整備等を実施</p> <p>○自然系博物館 長期的な施設の維持保全を念頭にした設備改修、企画展の充実(サヒメル)、隣接した宍道湖グリーンパークと一体となって観光を推進(ゴビウス)し、新たな試みを取り入れ観光客やリピーターの増加を目指す</p> <p>○隠岐世界ジオパーク ジオガイドの養成、ジオサイト利用施設の更新・快適化、県民向けPR活動等を実施</p>
	1-2 生物の多様性の確保	1-2-1 野生動物の保護と管理	<p>○希少野生動物の保護対策 保護管理計画に基づき、大学、自然保護団体と協働して、モニタリング・保護活動実施 ボランティアで巡視活動等を行う巡視員等を認定 ・希少野生動物保護巡視員・巡視団体の認定数 H26実績:20(目標 H32:50)</p> <p>○外来生物対策 県鳥獣保護事業計画で、狩猟免許を有していない者も一定の要件を満たせば捕獲許可対象者とし、各市町村における外来生物(アライグマ・ヌートリア)の捕獲体制の強化が図られるよう制度整備</p> <p>○大型動物の保護対策 わなに誤って捕獲された個体を放獣(ツキノワグマ)、特定鳥獣保護管理計画に基づき捕獲対策や被害防除対策を実施(ニホンジカ)</p>	<p>○希少野生動物の保護対策 販売や鑑賞目的での希少野生動物の捕獲や採取が増加</p> <p>○外来生物対策 生態系に影響を及ぼす外来種の移入により、絶滅危惧種が増加</p> <p>○大型動物の保護対策 人身被害(ツキノワグマ)・農林作物被害(ツキノワグマ、ニホンジカ)</p>	<p>○希少野生動物の保護対策 希少野生動物の情報収集を継続するとともに、条例に基づく保護対象種の新規指定と適切な保護対策の実施</p> <p>○外来生物対策 市町村等が早期に適切な対策を講じられるよう情報提供や指導を実施</p> <p>○大型動物の保護対策 広報等による注意喚起・作物被害軽減の現地指導等を実施(ツキノワグマ)、出雲市と連携して捕獲強化策を推進し管理目標頭数180頭の早期達成を目指す(ニホンジカ)</p>
	1-3 森林・農地・漁場の保全と活用	1-3-1 森林・農地・漁場環境の保全	<p>○森林の公益的機能の維持保全 ・水源涵養、県土保全等の重要な役割がある森林を保安林に指定するとともに、造林事業等による植栽・間伐等の保育管理を実施(植栽 471ha、間伐 3,758ha)</p>	<p>○森林の公益的機能の維持保全 ・保安林指定における、土地境界や相続等の権利問題 ・木材価格の低迷による、森林所有者の経営意欲の低下</p>	<p>○森林の公益的機能の維持保全 ・保安林は、要整備地での治山事業等による森林整備と、森林の循環利用による公益的機能の高度発揮 ・造林事業等は、森林経営計画の作成による森林の経営管理の集約化、集約化施策に必要な路網の整備、高性能機械の導入などの条件整備</p>

第2期 島根県環境基本計画 進行管理表

基本目標	基本施策	県の施策展開	H26実績・評価	課題	今後の方向性
			<p>○森林整備への県民・企業の参画推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しまね企業参加の森づくり制度により、10企業・団体が11箇所、約47haの森づくり活動を実践 ・「島根CO2吸収認証制度」(H22～)に6企業・団体が参画、約96haの整備を支援 ・水と緑の森づくり事業(H17～)で荒廃森林を再生 H26実績: 716ha(H22～26実績 3,635ha) 1期対策(H17～21)目標:3,500ha → 実績3,600ha超 2期対策(H22～26)目標:3,500ha → 実績3,600ha超 <p>○森林被害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松くい虫被害は、出雲市や隠岐の島町等で予防措置や駆除措置を重点的に実施した結果、近年被害量は漸減傾向 ・ナラ枯れ対策として、被害の散在地域は予防措置と駆除措置、集団発生地域は被害林の面的伐採を実施 <p>○森林資源の利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が整備する建築物での率先利用に加え、住宅、商店等の民間施設での木造化・木質化を支援 <p>・バイオマス利用の支援</p> <p>○エコロジー農産物の推奨面積は増加し、農薬や化学肥料の使用を極力抑えて栽培する農業が徐々に拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコロジー農産物の推奨面積 実績H25: 1,199ha、H26: 1,244ha(目標H27: 1,350ha) 	<p>○森林整備への県民・企業の参画推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの企業等(県外企業等含む)の森林整備への参画と、県民の「森づくり活動への参加」 <p>○森林被害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松くい虫被害は、予防措置や駆除措置を組み合わせた継続的な防除対策が重要だが、激害地では更なる対策が必要 ・ナラ枯れは、被害区域が県東部を中心に拡大している地域もあり、監視体制の継続と防除対策が必要 <p>○森林資源の利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築用からバイオマス利用まで、各段階における県産木材の利用推進 ・木材価格の低迷等による伐採の手控え・需給ギャップの発生等の中、材料となる原木の増産、安定供給 <p>○エコファーマーの総数が、法人化に伴う個人認定の取り下げや高齢化、認定更新を行わない生産者の増加等により減少</p> <p>○エコロジー農産物の推奨制度は、推奨面積を今後さらに拡大していくために生産者への制度内容の周知と消費者へのPR等販売面でのメリット確保が必要</p>	<p>○森林整備への県民・企業の参画推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止に向けた取組について、その社会的意義を継続的にPRし、企業等の関心を高め参画を推進 ・県民のアイデアと参加による森づくり事業や森林野外体験教室などを通じ、県民の森づくりへの参加を推進 <p>○森林被害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係市町村と連携し、守るべき松林とその周辺において予防措置や駆除措置、樹種転換等を組み合わせた防除対策を実施 ・ナラ枯れは、予防・駆除の継続と、高齢林の伐採・若齢林への誘導により被害を受けにくい森林に転換 <p>○森林資源の利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築用からバイオマス利用まで、各分野での利用促進の継続と、特に原木の増産・安定供給対策を実施 <p>○エコファーマー制度、エコロジー農産物推奨制度について、制度の周知や事務手続きの簡素化により生産者数の増加を目指し、情報発信事業等の充実により消費者への理解促進を図る</p>
1-4 景観保全と快適な生活空間の形成	1-4-2 良好な景観の保全と形成		<p>○景観計画を策定作業中の浜田市、益田市、海士町に指導助言を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観計画策定自治体 H26末累計実績: 6市町(目標 H32: 8市町村) 	<p>○計画策定の基礎調査に係る支援</p>	<p>○助言指導や補助制度を通じて市町村の景観計画策定を支援</p> <p>○自主的かつ継続的な景観づくりが行われるよう、地元市町村と連携して地域への普及啓発を実施</p>

第2期 島根県環境基本計画 進行管理表

基本目標	基本施策	県の施策展開	H26実績・評価	課題	今後の方向性
2. 安全で安心できる生活環境の保全	2-1 水環境等の保全	2-1-1 流域単位での総合的な水環境保全対策の推進	<p>○公共用水域(全般) 工場、事業場の計画的な監視・指導及び生活排水対策により、公共用水域への汚濁の流入は減少、公共用水域(河川、湖沼、海域)の環境基準達成率は昨年度よりもやや改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BOD・CODの環境基準達成率(河川、湖沼、海域) H25: 73.5%→H26: 82.4%(目標 H32: 85.3%) ・健康項目に係る環境基準達成率 H25: 100%→H26: 100%(目標 H32: 100%) ・海水浴場の水質状況(特に良好・良好の箇所数) H25: 29箇所→H26: 29箇所(目標 H32: 29箇所) ・汚水処理人口普及率 H25: 76.2%→H26: 77.0%(目標 H30: 概ね8割) <p>○公共用水域(宍道湖・中海) 親水性や生態系など水質項目以外の新たな視点も考慮した第6期湖沼水質保全計画を策定した。この計画に基づき、宍道湖・中海の水質保全に係る各種施策を総合的に実施</p> <p>両湖に流入する汚濁負荷量は減少しているものの、湖沼水質計画の目標値を達成していない状況 加えて近年、アオコや水草等が異常発生</p>	<p>○公共用水域(宍道湖・中海) 湖沼水質保全計画に基づき、下水道等汚水処理施設の整備等による流入負荷の削減により、宍道湖・中海の水質改善につながると見込んでいたが、湖内水質に大きな改善は見られない。このため、H22年度から専門家による汚濁メカニズム解明ワーキングで検討を行い、一定の知見が得られたものの、未解明の部分が多い。</p>	<p>○公共用水域(全般) 汚水処理施設の普及率及び接続率向上に向けた普及啓発等の実施</p> <p>○公共用水域(宍道湖・中海) 流入汚濁負荷の一層の削減及び効果的な湖内浄化対策を行うための科学的知見の蓄積をすすめるとともに可能な対策から実施していく。 第6期湖沼水質保全計画(H26～30)に基づき宍道湖・中海の水質保全に係る各種施策を総合的に実施していく。 アオコ・水草について、国等と連携して調査研究を進めるとともに、対策を試験的に実施</p>
	2-2 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭の対策	2-2-1 工場・事業場対策の推進 2-2-2 自動車排出ガス対策の推進	<p>○大気汚染防止法等に基づき、大気汚染物質の常時監視及び事業場等の監視・指導を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境基準達成率 H26実績: 二酸化硫黄 75%、 一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質 100% (目標: 毎年度100%) <p>○大気汚染注意喚起の実施体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PM2.5に係る注意喚起実施要領、光化学オキシダント注意報・PM2.5注意喚起実施マニュアルの改訂 <p>○PM2.5について、県民への注意喚起体制を整備するとともに、測定値のリアルタイム公表を実施</p> <p>○フロン回収・破壊法等の適正な運用や関係事業者団体等への制度周知により、フロン回収等を推進。また、平成27年4月1日より施行される改正フロン法(フロン排出抑制法)の内容の周知を実施</p> <p>○酸性雨の調査研究を、国等の研究機関と連携して実施</p>	<p>○大気汚染注意喚起体制の充実と、常時監視体制の維持</p> <p>○PM2.5の健康影響等に係る県民への情報提供の充実</p> <p>○機器管理者による機器適正管理義務の理解促進</p>	<p>○引き続き、測定機器等の計画的な更新を行い、大気汚染物質の常時監視を確実に実施</p> <p>○事業場等の監視・指導を引き続き実施</p> <p>○大気汚染注意喚起について、関係機関と連携して適切に対応</p> <p>○①PM2.5の健康影響に関する知見の充実と県民に対するきめ細かな情報提供、②的確な注意喚起のための予報・予測精度の一層の改善について、国に要望</p> <p>○機器管理者やフロン充填回収業者向けの改正フロン法説明会の実施や現場立ち入り時の周知指導等によりフロン排出抑制制度の更なる周知を実施</p> <p>○国等と連携し、酸性雨の調査・研究を引き続き継続</p>

第2期 島根県環境基本計画 進行管理表

基本目標	基本施策	県の施策展開	H26実績・評価	課題	今後の方向性
	2-3 化学物質の環境リスク対策	2-3-1 化学物質の適正管理	<p>○PCB廃棄物は、島根県PCB廃棄物処理計画に基づき、保管事業者が処理施設(日本環境安全事業株式会社北九州事業所)に搬入して適正に処理を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCB廃棄物の保管事業所数 <p>H26実績: 306事業所(目標 H28:0事業所)</p>	<p>○PCB廃棄物は、法定処理期限内(H39年3月まで)の全量処理が必要</p>	<p>○PCB廃棄物処理計画に基づき適正処理を推進するとともに、保管事業者の掘り起こし等早期処理を促進</p>
		2-3-2 ダイオキシン類対策	<p>○ダイオキシン類調査測定計画に基づく環境監視において、大気、水質、土壌等いずれも環境基準を満たしており、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の自主測定検査結果報告及び行政測定においても排出基準を満たしていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類の環境基準達成率 <p>H26実績: 100%(目標 H32: 100%)</p>	—	<p>○ダイオキシン類調査測定計画等に基づき指導・監視等を引き続き実施</p>
	2-4 原子力発電所周辺環境安全対策の推進	<p>2-4-1 安全協定の厳格な運用</p> <p>2-4-2 原子力広報の充実による県民理解の向上</p> <p>2-4-3 原子力災害を想定した防災体制の充実</p>	<p>○原子力発電所周辺の放射線を測定して周辺環境への影響を調査するとともに、広報誌の発行や施設見学会の開催等、原子力についての県民理解を深める活動を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所周辺の放射線量(島根原発起因分) <p>H26実績: 0mSv(目標 毎年度: 0.05mSv以下)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力広報誌の年間発行回数 <p>H26実績: 4回(目標 毎年度: 4回以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力施設見学会の開催回数 <p>H26実績: 4回(目標 毎年度: 4回以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力講演会の開催回数 <p>H26実績: 3回(目標 毎年度: 1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災訓練の開催回数 <p>H26実績: 1回(目標 毎年度: 1回)</p>	<p>○これまで実施してきた原子力についての理解を深める広報活動に加え、放射線に対する正しい理解の普及や、原子力防災・安全対策に関する情報提供について、積極的な実施</p> <p>○原子力災害対策重点区域(概ね30km圏内)の関係自治体(島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市、境港市)による、防災体制の更なる見直し</p>	<p>○福島第1原子力発電所の事故を踏まえた、国のさまざまな見直しは未だ途中で、引き続き国の対応を注視(国の見直し状況を踏まえ、島根県における原子力安全対策及び防災対策についても適切に対応)</p>
3. 地球環境保全の積極的推進	3-1 地球温暖化対策の推進	<p>3-1-1 温室効果ガス削減対策の見える化</p> <p>3-1-2 島根県地球温暖化対策協議会を中心として地球温暖化対策を全県で展開</p>	<p>○環境家計簿の登録世帯数の増加や事業所の省エネ診断の実施により「見える化」を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境家計簿(web版)の登録世帯数 <p>H25: 138世帯 → H26: 156世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の省エネルギー診断(エコアドバイザー派遣) <p>H26診断事業者数: 17事業者</p> <p>○温室効果ガス排出量の状況(現在取りまとめ中)</p> <p>○市町村協議会設置市町村</p> <p>・H23末: 10市町 → H24末: 11市町 → H25末: 12市町 → H26末: 12市町</p> <p>○島根県地球温暖化防止活動推進員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進員に対して体系的な研修(基礎研修、実践研修、専門研修、視察研修)を実施 <p>H26.12月: 第7期74名を委嘱</p>	<p>○地球温暖化防止に資する具体的な省エネ行動の強化</p> <p>○家庭・事業所における省エネ</p> <p>○県(県温暖化対策協議会)と市町村(市町村地域協議会)の連携</p> <p>○全市町村への協議会設置</p> <p>○地域における推進員活動の活性化及び推進員の認知度向上</p>	<p>○県民や市町村、団体等と連携した取組を推進</p> <p>○家庭向けとして「楽しみながらできる省エネ」足し算の省エネ”及び「うちエコ診断」の実施</p> <p>○事業所向けとして省エネ診断の充実(エコアドバイザーの資質向上に向けた研修の実施等)</p> <p>○市町村、市町村地域協議会のニーズを踏まえつつ、連携を強化</p> <p>○未設置市町村への設立働き掛けを継続</p> <p>○県、しまね自然と環境財団、中小企業団体中央会、市町村、市町村地域協議会、地球温暖化防止活動推進員の連携を強化</p> <p>○推進員間のさらなる連携交流</p>

第2期 島根県環境基本計画 進行管理表

基本目標	基本施策	県の施策展開	H26実績・評価	課題	今後の方向性
		<p>3-1-3 森林資源の積極的な活用による森林資源の循環</p>	<p>○H25年度に「特定間伐等の実施に関する基本方針」を策定 ・森林のCO2吸収作用の保全強化等のため間伐目標面積を設定 実績H26: 3,758ha(目標H25~32: 39,200ha)</p> <p>○島根CO2吸収認証制度について、14の企業・団体に対し、17件、約503トンの二酸化炭素吸収量を認証 ○島根CO2固定量認証制度について、2の企業に対し、3件、10トンの二酸化炭素固定量を認証</p>	<p>○H28から国庫補助事業での間伐実施ができなくなることから、間伐実施面積の減少を懸念</p> <p>○吸収制度、固定制度ともに認知度向上に向けた普及啓発活動 ○企業等のニーズに応じた制度拡充の検討</p>	<p>○森林経営計画の策定促進により、森林整備面積を確保</p> <p>○企業・団体に対して森づくりへの参画を促し、参画してもらうことで、企業の社会貢献の一手法である当該制度を定着化</p>
		<p>3-1-4 しまねの地域特性を活かした新エネルギーの導入促進</p>	<p>○再生可能エネルギー導入に向けた機運の高まり(研究会、調査等)</p> <p>○再エネ・省エネ推進に関する県計画策定に向けた検討</p> <p>○補助制度や固定価格買取制度等により太陽光発電の導入が促進 ・太陽光発電 H22: 24,771kw→H26: 132,913kw ・風力発電 H22: 128,334kw→H26: 128,254kw ・バイオマス発電 H22: 3,855kw→H26: 6,274kw ・クリーンエネルギー自動車 H22: 7,379台→H26: 26,530台</p> <p>○企業による木質バイオマス発電施設完成(2件)</p> <p>○電気自動車の普及啓発のため、急速充電器をくにびきメッセ、カムアリーナ、県企業局西部事務所に設置</p>	<p>○全県的な取組への拡大</p> <p>○風力発電は、初期投資が多額なことや、発電施設の立地に限りがあること等から導入が伸び悩む</p> <p>○木質バイオマス発電施設に供給する燃料用チップの安定供給体制の確保</p>	<p>○島根県再生可能エネルギー導入促進協議会等を通じて、市町村と連携しながら地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入を促進 ○県計画に定める導入目標達成に向けた計画的な実施(H27.9策定済)</p> <p>○補助制度の導入や発電事業者への適切な情報提供</p> <p>○県内の林業関係者による木質バイオマスの広域的な安定供給体制の整備 ○セルロースナノファイバーに関する取組みの推進</p>
<p>4. 環境への負荷の少ない循環型社会の推進</p>	<p>4-1 3Rの推進に向けた意識の醸成</p>	<p>4-1-1 3Rの推進に向けた意識の醸成</p>	<p>○レジ袋無料配布中止の取り組みを、市部より順次拡大 H23: 7市→ H24: 8市→ H25: 8市1町実証→ H26: 8市1町</p> <p>○ごみ減量・リサイクル推進週間、3R推進月間等を中心に市町村が開催する環境イベント等に出展し、環境関連イベントでのごみの減量化、環境に負荷の少ないライフスタイルの啓発 H24: 8回→H25: 8回→ H26: 8回</p> <p>○市町村が開催する環境イベントでのリユース食器の利用を支援</p>	<p>○レジ袋削減運動 ・地元スーパー等の店舗には広く浸透している一方、全国FCのコンビニエンスストアなどとの取り組みが必要</p> <p>○イベント出展等 ・県計画における3Rの普及啓発の県民への直接的働きかけ、市町村への支援を通じて市町村、事業者及び市民への意識向上</p> <p>○特に取り組みが進んでいない2Rの分野に係る理解促進</p>	<p>○レジ袋削減運動 ・新設のドラッグストアなど未参画の大型店舗への普及啓発 ・地域に根付いた活動として間接的な支援の継続</p> <p>○県民向けのごみ排出量削減のための啓発活動の一つとして、直接又は市町村支援を引き続き実施</p> <p>○リユース食器利用のさらなる普及啓発 ○第3期循環型計画策定(H28~H32)と計画に定める施策の推進(市町村、団体、企業と連携した取組みの推進)</p>

第2期 島根県環境基本計画 進行管理表

基本目標	基本施策	県の施策展開	H26実績・評価	課題	今後の方向性
			<ul style="list-style-type: none"> ○島根スサノオマジックと連携してリユース食器のモデル事業を実施(H25～H26) H25 約58kgのゴミを削減 H26 約55kgのゴミを削減 		
			<ul style="list-style-type: none"> ○県民向け廃棄物理解促進事業(リサイクル施設等バスツアー)の実施 H26実績:31名参加(県内2地区、5事業所に訪問) 	<ul style="list-style-type: none"> ○参加者が高齢化者層(60代)、及び女性が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ○幅広い年齢層が参加し、より魅力的なバスツアーとなるよう、ツアーの実施時期や内容を検討
	4-2 環境への負荷の少ない適正処理の推進	4-2-1 環境への負荷の少ない適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○不法投棄の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・監視パトロール体制の維持、強化 産業廃棄物監視専門員数 H24: 3名→H25: 4名→ H26: 4名 不法投棄防止監視カメラ数 H24: 50台→ H25: 56台→ H26: 59台 重点監視地区数 H24: 8地区→ H25: 8地区→ H26: 7地区 ・不法投棄防止合同パトロールの実施(毎年度春秋計2回) ・重点監視地域7～8箇所を設定(保健所エリア単位)し、地域住民のボランティアに不法投棄住民監視モニターを委嘱し、捨てにくい環境を醸成するための取り組みを実施 ・企業等の協力団体による日常業務を通じた不法投棄の恒常的監視パトロール・通報 H24: 17団体→ H25: 17団体→ H26: 18団体 ○海岸漂着ごみ対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・国の財源措置による海岸漂着物の回収量 H25: 4,970t→ H26: 2,274t ・県単海岸漂着ごみ等処理事業支援交付金による市町村への支援 H24: 2,369千円→ H25: 2,295千円→ H26: 468千円 ・海岸漂着物初期対応マニュアルの改訂 ・高津川流域の小中学生による発生抑制学習イベントの開催(H25～H26;延べ参加人数116人) ・韓国の学生と県内の高校生による海岸漂着物の発生抑制や海岸美化に関する活動の実施(H22～H27) 	<ul style="list-style-type: none"> ○不法投棄の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な不法投棄案件は発生していないが、小規模なものが近年増加傾向にある ・県境域での監視の強化(尾道松江道路の開通等により県外からの廃棄物を不法投棄しやすくなった) ○海岸漂着ごみ対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・従前は10/10補助の国の補助事業がH27年度からは自治体負担が生じる補助制度に変更される。当事業で回収・処理を実施していた自治体では、当該自治体に起因しない多量の漂着ごみの対策に多額の財政負担が生じ、回収処理対策が困難となる 	<ul style="list-style-type: none"> ○不法投棄の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・監視体制の強化 ・重点監視地域において地域住民と協力して不法投棄の防止対策を実施 ・他の取り組みと併せた不法投棄の防止 ○海岸漂着ごみ対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物の回収・処理の継続 ・必要に応じてマニュアルの改訂
5. 環境保全と経済発展の好循環の推進	5-1 環境関連産業の創出と振興	5-1-1 環境関連産業の研究開発・事業化の促進 5-1-2 新分野参入への支援 5-1-3 環境関連産業の誘致	<ul style="list-style-type: none"> ○産業廃棄物の発生抑制・減量化、再利用・再生利用を促進するための研究・技術開発を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・県内の排出事業者等が行う研究開発に対する助成 H23: 3件→ H24: 5件→ H25: 2件→ H26: 1件 ・島根県産業技術センターで技術開発や産業廃棄物を原料とした製品等の基礎研究を実施 H23: 4件→ H24: 4件→ H25: 5件→ H26: 5件 ○しまねグリーン製品の認定・普及啓発 H23: 96品→ H24: 109品→ H25: 80品→ H26: 102品 ○しまねグリーン製品認定委員の見直し(販路開拓の視点等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○産業廃棄物を利用した新規研究開発に向かう事業者が少ない ○更なる支援や事業化の可能性を高めるため、産業技術センターにおける市場ニーズの把握を元にした新たな研究課題の検討も必要 ○しまねグリーン製品の登録数は、平成19年度をピークに減少傾向 事業者の開発したリサイクル製品は土木・建築資材が多く、その需要先である公共工事では、品質確認が販路拡大の大きなネック 	<ul style="list-style-type: none"> ○商工団体や産業振興財団、金融機関と連携し、事業化や新規研究開発に取り組む事業者を支援 ○引き続き県内企業の製品開発に繋がる基礎研究を実施し、企業支援を行う。特に事業化への可能性を高めるため、新たな研究課題の検討と本研究に入る前に可能性試験を実施 ○産業廃棄物減量税を活用したグリーン製品の販路開拓への支援と制度の普及啓発

第2期 島根県環境基本計画 進行管理表

基本目標	基本施策	県の施策展開	H26実績・評価	課題	今後の方向性
		5-1-4 地域資源を活用した環境関連産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○バイオマス活用推進基本法に基づくバイオマス活用推進計画策定市町村 H25:1市 H26:0 ○バイオマス産業都市の指定(国) H25:1町 H26:1町 	○市町村、事業者、民間団体等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○「島根県バイオマス活用推進計画」の取組推進 ○市町村のバイオマス活用推進計画の策定支援
		5-1-5 環境配慮型経営・サービスの促進	<ul style="list-style-type: none"> ○エコアクション21認証取得事業者など環境配慮型経営に取り組む事業所は漸減 エコアクション21認証・登録事業所数(a)及びISO14001適合組織数(b) H24:109団体→H25:102団体→H26:100団体 (a)29団体→28団体→26団体 (b)80団体→74団体→74団体 	○環境マネジメントシステムの導入拡大	○登録事業者数が多い他県(高知県)の取り組み状況を把握するなど導入拡大に向けた支援等を検討し、事業者の環境配慮行動を促進
	5-2 環境関連市場の活性化	5-2-1 環境関連市場の活性化、消費者の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○島根県グリーン調達推進方針に基づき、県が率先してグリーン購入を促進 ○エコショップの認定店舗数 H24:221店舗→H25:205店舗→H26:189店舗 	○県及び市町村が足並みをそろえた取り組みを実施	○市町村との連携強化と消費者への意識啓発
6. 環境保全に向けての参加の促進	6-1 環境教育・環境学習の推進	6-1-1 環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○自主的に環境教育に取り組む学校数 H24:232校→H25:241校→H26:220校 ○「学校版エコライフチャレンジしまね」参加校数 H24:306校→H25:300校→H26:297校 ○こどもエコクラブ登録数 H24:35クラブ→H25:29クラブ→H26:28クラブ 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校現場のニーズに応じた学習機会の提供 ○こどもエコクラブの継続には少子化や子どもの課外活動の多様化等によりクラブの継続的活動や存続に課題 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境学習プログラムの改訂 ○次世代を担う子どもたちの先頭にいる「中学・高校生」を対象として、産業廃棄物に重点を置いた環境教育を推進 ○市町村との連携により環境に関する様々なイベント等を活用し、こどもエコクラブ制度の周知・普及
	6-2 各主体の環境保全活動の促進	6-2-4 県民、NPO法人、民間団体の環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全活動を実践するNPO法人数 ・H24:109団体→H25:115団体→H26:114団体 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全活動に取り組むNPO法人等の自立した運営と継続した活動への支援 ○環境分野の課題解決に向け、行政とNPOが協働で取り組めるような仕組みづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○NPO法人の活動基盤整備が重要となるため、資金調達、法人運営等についてセミナーを開催 ○NPO法人等からの提案事業を関係課につなぐマッチングの場や個別相談会の実施
	6-3 参加と協働による地域環境づくりの推進		<ul style="list-style-type: none"> ○助成制度によりNPO法人等に対する環境保全活動を支援 ・環境保全活動支援助成金の交付件数 H24:23件→H25:16件→H26:19件 	○活動しやすい助成金制度へ見直し	○(公財)しまね自然と環境財団と連携し、現場のニーズにあった助成金制度への見直し検討